

2015

Sep, Vol. 167

News Letter

— 目 次 —

追加保守料の発生時期の改訂

「データ」と「情報」

Plaza-i 新機能－共通操作

ビジネス・アソシエイツ ホームページ リニューアルのお知らせ

Plaza-i 新機能－改定在庫評価単価自動計算

最新の Plaza-i バージョン情報

スキャナ保存制度の要件緩和

財産債務調書

Bal

〒108-0075 東京都港区港南 2-5-3 オリックス品川ビル 4 階
(株)ビジネス・アソシエイツ TEL03-5715-3315 FAX03-5715-3318
あいわ税理士法人 TEL03-5715-3316 FAX03-5715-3318

追加保守料の発生時期の改訂

いつも Plaza-i をご愛顧いただき誠にありがとうございます。

Plaza-i 導入後の追加モジュール、ライセンス、カスタマイズ、プラットフォームサポートの保守料のご請求時期について、これまでシステムのボリュームやサービスの種類等に応じて都度決定してまいりましたが、**2015 年 10 月**ご発注分より、以下のルールに統一させていただきます。

保守料ご請求基準日

追加モジュール：インストール日
追加ライセンス：ご発注日
上記に伴う PPSS：上記日付
カスタマイズ：検収日（納入後一月以内）

保守料ご請求日

ご請求基準日の月末（翌月末お支払）

保守料ご請求額算出方法

保守料ご請求日の翌月より次回保守更新月の前月まで、年間保守料を月割（端数四捨五入）でご請求

次回保守更新日以降の保守料は通常の保守料のご請求と合算して年間保守料をご請求

月割ご請求期間のインシデント数

保守ご請求金額をもとに算出（端数切り上げ）
翌年の繰り越しはありません

※本件に関するお問い合わせはサポート担当もしくは下記にあります営業部までご連絡ください。

株式会社ビジネス・アソシエイツ
営業部（03-5715-3315 内線 81）

今後もより一層お客様の経営管理のお役にたてるようスタッフ一同力を尽くす所存でございます。引き続き Plaza-i をよろしく願います。

「データ」と「情報」

毎度、Plaza-i をご利用いただき、誠にありがとうございます。

本稿では、Plaza-i システムについて、「データ」と「情報」の観点から、述べてみたいと思います。

「データ」と「情報」

インターネットサイト「IT 用語辞典 e-Words」によると（※）、「データ」とは、「何かを文字や符号、数値などのまとまりとして表現したもの。（中略）IT の分野では特にコンピュータが保存・処理できる形式になっているもの」とあり、一方、「情報」とは、「人が知覚したときに何らかの意味を想起させ、思考や行動に影響を与えるものを指し、（中略）「データ」とは区別される。」とあります。（※<http://e-words.jp/w/データ.html>、<http://e-words.jp/w/情報.html>、2015 年 9 月 8 日）

Plaza-i に置き換えると、伝票入力画面等の入力機能により、定型化して入力・保存した文字や数値などが「データ」であり、その「データ」を、各種照会画面や帳票等の出力機能により、目的に適う形に整えて表示・出力したものを「情報」ということができます。

入力機能と出力機能

情報システムの機能は、「入力機能」と「出力機能」に大別することができます。

前述の「データ」と「情報」との関連から見ると、「入力機能」は「データ」を生成する機能であり、「出力機能」は「情報」を生成する機能となります。

この「入力機能」と「出力機能」、あるいは「データ」と「情報」ですが、いわゆる「ニトリ」と「タマゴ」よろしく、どちらが先でどちらが後かという生物学的な奥深い議論に発展してしまいそうですが、それはさておき、特に、情報システムの利用年数が数年以上経過している利用者にとっては、「情報システムを活用する」とは、即ち、「出力機能を活用する」と言い換えることができるのでないでしょうか。

出力機能に特化した BAS モジュール

Plaza-i システムには、照会画面をはじめとする、「データ」を出力するための「出力機能」が多数ありますが、より、「出力機能」に特化した、「BAS ビジネス分析」（通称「ビーエーエス」または「バス」）というモジュールがあることをご存知でしょうか？

この「BAS モジュール」は、大きな特徴の一つとして、パラメータ設定のみ（プログラム開発なし）で、照会画面を作ることができます。

結果として、帳票や照会画面等の「出力機能」を、（プログラム開発を伴う）カスタマイズ開発するよりも、はるかに低いコストで開発することができます。

前述の「データ」と「情報」との関係から見ると、「BAS モジュール」は、Plaza-i システム（データベース）に蓄積した「データ」から「情報」を（相対的に安価に）作成するためのツールと位置付けることができます。

おわりに

以上、Plaza-i システムについて、「データ」と「情報」の観点から、述べさせていただきました。本稿内容が、貴社 Plaza-i 運用改善、Plaza-i システム活用の一助になれば幸いです。

なお、文中「BAS ビジネス分析モジュール」に関する資料請求及びお問い合わせは、大変お手数でございますが、弊社営業部（TEL：03-5715-3315（内線 81））または [HP 資料請求](#) までご連絡いただければ、なお、幸いです。

Plaza-i 新機能－共通操作

はじめに

今回は Plaza-i に最近追加された、入力・照会を支援する機能についていくつかご紹介致します。

フォームのズーム機能

Plaza-i V2.01.28 より、Plaza-i の初期画面および開いている各画面に対してズーム（画面の拡大・縮小）を行うことができるようになりました。

操作方法是、Web ブラウザ等と同じく、Ctrl キーを押したまま「+」「-」キー、あるいは Ctrl キーを押したままマウスホイール移動です。

本日の日付入力機能

Plaza-i V2.01.24 より、テキストボックスま

たはグリッドセルで本日の日付（システム日）を入力するショートカットキーが追加されました。

操作方法是、日付項目のテキストボックスまたはグリッドセルを選択後、Ctrl キーを押したまま「/（スラッシュ）」キーです。

前行の値を複写後、次行へ移動

Plaza-i V2.01.22 より、1 行前の項目の値を複写し、次行が存在していれば次行に移動するショートカットキーが追加されました。

操作方法是、複写を行う項目（テキストボックス・コンボボックス・グリッドセル）を選択後、Shift キーを押したまま「F4」キーです。

前行値複写（F4 キー）と似ていますが、こちらは同時に次行へ移動もされるので、同一項目を連続して何行も複写する場合などに便利です。

おわりに

今回ご紹介した機能以外にも、Plaza-i には入力・照会を支援する機能が用意されております。

詳細につきましては、ユーザーズガイド CMN 操作編の共通機能操作（章）、入力・選択方法&ボタン・キーボード操作（節）の説明をご参照下さい。

ビジネス・アソシエイツ

ホームページ リニューアルのお知らせ

9 月 1 日、ビジネス・アソシエイツのホームページを一新いたしました。

<http://www.ba-net.co.jp/>

Plaza-i 製品の特長から、日々多くの外資系企業様、海外進出企業様、特定業態の日本企業様からお問い合わせを頂戴しております。

1987 年にビジネス・アソシエイツが設立されてからもうすぐ 30 年。2 年前には海外進出を視野に入れシンガポールにも子会社を設立いたしました。

昨今、外資系企業様もさることながら、日本から海外へ進出する企業、また既進出済でさら

に拠点拡大をしていく企業様が以前にも増して増加しています。日本発信の海外利用対応システムとしても、さらなるグローバル化を目指し、邁進していく所存でございます。

一方で日本国内の特定業態特化システムとしても **Plaza-i** は得意としています。パッケージでありながら業界特有の商取引にも対応した標準機能は高評価をいただいております。

国内外に幅広く展開し、クライアントを増やしていくことが、ワンソースを貫く **Plaza-i** の品質向上、機能アップにつながり、ひいては既クライアントの皆さまにも還元されることになります。

今後 10 年後、20 年後を見据え、**Plaza-i** がより多くの企業の皆様にお役に立てますよう尽力いたします。

新ホームページではビジネス・アソシエイツの強みを全面に出し、具体的なイメージを持っていただけるよう導入事例を充実してまいります。今後とも皆様には導入事例掲載等にもご協力いただく場合もございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

なお、新ホームページに関するご意見ご指摘等ございましたら弊社営業部までご連絡ください。03-5715-3315(内線 81)

Plaza-i 新機能一 改定在庫評価単価 自動計算

はじめに

Plaza-i では、従来より時価の登録を行って低価法を適用する「低価法計上」機能を有しておりましたが、**Ver2.01.30** で、マスター登録した在庫評価減率を取得原価に掛け合わせ、改定在庫評価単価を自動計算し、それを基に低価法計上を行う機能を追加しました。今回はそのご紹介をさせていただきたいと思えます。

評価減率適用の仕組み

商品が廃番とされた日(廃番年月日)を始点

とし、評価期間(年)毎に評価減率を適用します。廃番年月日は商品マスターに登録し、評価減率は在庫評価減パターンマスターに登録します。

在庫評価減パターンマスター

ヘッダ明細型のマスターです。ヘッダで評価減パターンの基本情報を登録し、明細で評価期間(年)毎の評価減率を登録します。3 年に渡って評価減を行う場合は、上図のように 3 明細登録します。

累計で 100% 以上になるような評価減率の誤登録にはブロックが掛かります。

商品マスター

在庫評価減パターンと廃番年月日の登録を行います。在庫評価減パターンは商品管理区分マスターにも登録でき、商品マスター登録の際に転記してすることができます。商品の廃番が決まった時点で廃番年月日を更新するイメージです。

計上処理

範囲指定条件に在庫評価減パターン番号を

設けていますので、それを利用して実際に評価減を行うデータを確認し、計上処理を行います。最新表示を行うと改定在庫評価単価が自動算出され、また、実際に適用される評価減率（累計）も一覧できます。改定単価を都度手入力する手間を省き、効率よく低価法計上（在庫評価減）を行うことができます。

廃棄

評価減ではなく、商品が廃棄処分となった場合は、在庫取引入力、または実地棚卸入力から処理を行ってください。

終わりに

今回ご紹介した機能については、ユーザーズガイド **DRS 在庫（章）**、**低価法計上（節）**、**改定在庫評価単価自動計算（項）**に運用例も交えて掲載しています。併せてご参照ください。

最新の Plaza-i バージョン情報

平成 27 年 9 月 10 日現在までリリースしております最新のバージョン情報をお届けします。

Plaza-i.NET V2.01.30.07

Plaza-i 給与計算システム V2.0.5.17

なお、Plaza-i 給与計算システムは弊社ホームページ (<http://www.ba-net.co.jp/>) Top 画面の「ニュース」欄にも掲載しております。

スキャナ保存制度の要件緩和

平成 27 年度税制改正の中で、国税関係書類に係るスキャナ保存制度の見直しが行われ、要件緩和が実施されました。

今回はこの要件について解説します。

(1) スキャナ保存制度とは

税法により原則『紙』による保存が義務付けられていた領収書や契約書、見積書や請求書と言った書類（以下、「税務関係書類」）を、一定の要件を満たすことで電子データとして保存する事が認められる制度です。

(2) 要件緩和

①対象書類の見直し

スキャナ保存の対象となる契約書及び領収書に係る金額基準（現行 3 万円未満）が廃止されます。これにより、3 万円以上の契約書及び領収書についてもスキャナ保存が可能になります。

ただし、重要書類（契約書・領収書等）については、適正事務処理要件（※）を満たしていることが条件となります。

（※）適正事務処理要件

i 相互けん制、ii 定期的なチェック、iii 再発防止策を社内規定等において整備するとともに、これに基づいて事務処理を実施していることが要件となります。

税務関係書類簿	書類の種類		スキャナ対象可否
	帳簿・決算書類		×
	契約書・領収書	3万円以上	×→○
		3万円未満	○
	それ以外の書類		○

②電子署名要件の見直し

入力者等の電子署名が不要となり、タイムスタンプのみとなりました。

ただし、入力者等の情報の保存を要件とされています。

③大きさ情報・カラー保存要件の見直し

重要書類以外の書類について、スキャナを読み取る際に必要とされていた書類の大きさに関する情報の保存が不要となりました。

また、カラーでの保存が不要となり、グレースケール（白黒）での保存も可能となりました。

(3) 承認申請

スキャナ保存制度の適用を受けようとする場合には、電子データの保存による書類の保存へ代える日の 3 カ月前の日までに申請書を提出し、承認を受ける必要があります。

平成 28 年 1 月 1 日より電子データの保存をしたい場合には、平成 27 年 9 月 30 日までに承認申請書を提出する必要があります。

※平成 27 年 9 月 30 日から承認申請の提出が可能です。

(4) 今後の展望

今回の要件緩和が公表された時、多くの人は「スマホ等での領収書保存が認められる」と思ったようでしたが、税法の改正と世間の潮流とはズレており、スマートデバイス等の携帯端末での領収書保存は認められませんでした。

現行税法は、事務所以外の場所でスキャナ保存や事務処理を行うことを想定せずに作られているため、ここまでの緩和はなされませんでした。

しかしながら、世間からの要望も強く、次の規制緩和では、スマホ等の携帯端末などによる税務書類の保存が容認されるよう検討されているようです。

(5) おわりに

今回の要件緩和で、契約書等の 3 万円未満の金額基準が撤廃され、全ての契約書等が電子保存の対象になった事は、大きな前進だと思います。また、電子署名が要件から削除された一方、全ての税務関係書類のスキャナ保存について「スキャナで読み取る際に一の入力単位ごとに一般財団法人日本データ通信協会認定タイムスタンプを付すこと」が必須要件となりました。

現在ある自社のスキャナで保存すれば要件を満たすものではなく、タイムスタンプを使用するには、専用システムを導入する必要があり、更にタイムスタンプを発行する認定事業者への費用も発生します。改正のスキャナ保存制度は、様々な点を踏まえ検討した上で、導入を決定する必要があると考えます。

財産債務調書

1. はじめに

従前においては所得税の確定申告書に記載する各種所得金額の合計額が2千万円を超える者については、12月31日における財産および債務の状況を記載した『財産債務明細書』を所得税の確定申告書に添付して提出しなければならないこととされておりました。平成27年度税制改正において、所得税・相続税の申告の適正性を確保する観点から『財産債務明細書』を見直し、一定の基準を満たす者に対して『財産債務調書』の提出を求める制度が創設されました。

法施行後の最初の『財産債務調書』の提出期限は平成27年分の所得税の確定申告書の提出期限である平成28年3月15日であることから、提出に向けて概要をご説明します。

2. 提出義務者について

所得税の確定申告書を提出すべき者で、その年分の各種の所得金額が2,000万円超であり、かつ、保有財産（国外財産を含みます）が下記①または②のいずれかを満たしている場合に提出が必要となります。

- ① その年の12月31日における保有財産の価額の合計額が3億円以上である場合
- ② その年の12月31日において保有している有価証券などの国外転出時課税（平成27年9月1日のニュースレターをご参照下さい。）の対象資産の価額の合計額が1億円以上である場合

平成25年度税制改正で国外財産が5,000万円超の場合に『国外財産調書』を添付することとされておりますが、例えば、所得金額の要件および上記①又は②を満たし、かつ、その保有財産のうちに国外財産が5,000万円超含まれている場合には、『財産債務調書』の提出に加え、『国外財産調書』を提出する必要があります。

3. 保有財産の価額について

財産債務調書にはその年の12月31日における保有財産の区分、種類、用途、所在、数量、価額および債務の金額などを記載します。

この保有財産の価額は、その年の12月31日における『時価』又は時価に準ずるものとして『見積価額』によることとされております。

『時価』とは不特定多数の当事者間で取引が成立すると認められる価額をいい、その価額は、動産、不動産については専門家による鑑定評価額、上場株式については金融商品取引所の公表される同日の最終価額などをいいます。一方で、提出する方の事務負担を軽減する目的で『見積価額』で算定することを認めています。この『見積価額』は、その財産の種類に応じて、次の方法で算定した価額となります。

- ① 事業所得の基となる棚卸資産…その年の12月31日における「棚卸資産の評価額」
- ② 不動産所得、事業所得、雑所得又は山林所得に係る減価償却資産…その年の12月31日における「減価償却資産の償却後の金額」
- ③ ①、②以外の資産…その年の12月31日における「財産の現況に応じ、その財産の取得価額や売買実例価額などを基に、合理的な方法により算定した価額」

③については、財産の種類に応じて、国税庁の財産債務調書FAQを参考に見積価額を算定する必要があります。

4. 加算税等の軽減・加重措置

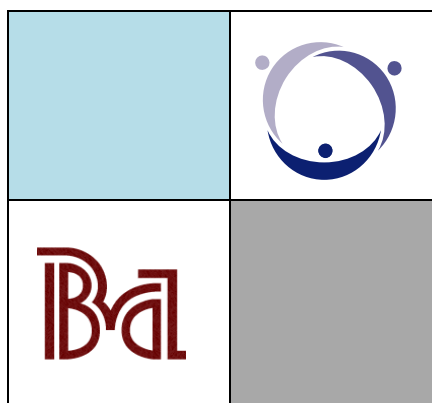
『国外財産調書』と同様、提出を促進するため加算税に関する加重・軽減の規程が設けられております。

『財産債務調書を提出期限内に提出した場合』には、財産債務調書に記載がある財産債務に関する所得税等（所得税及び復興特別所得税）又は相続税の申告漏れが生じたときであっても、その財産債務に関する申告漏れに係る部分の過少申告加算税等について、5%軽減されます。

一方で『財産債務調書の提出がない場合又は提出期限内に提出された財産債務調書に記載すべき財産債務の記載がない場合』に、その財産債務に関する所得税等の申告漏れが生じたときは、その財産債務に関する申告漏れに係る部分の過少申告加算税について、5%加重されます（相続税については加重されません）。

5. おわりに

『財産債務調書』の提出を失念してしまうと加算税に対する軽減措置が無いばかりか、加重措置を受けてしまう場合があります。事前に保有している財産の価額を把握し、提出義務の有無を確認しておく必要があると考えます。また、作成する際には所得税又は相続税の確定申告書との整合性がとれているかご確認ください。



Visit our web sites at

<http://www.ba-net.co.jp>

<http://plaza-i.net>

<http://www.aiwa-tax.or.jp>